

藤岡市測量、建設コンサルタント業務等請負業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、藤岡市（以下「市」という。）が発注する測量、建設コンサルタント業務等（土木建築に関する工事の設計若しくは監査又は調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）の請負を希望するものについて、その資格を審査し、指名競争入札及び随意契約を締結する場合において、優秀にして確実な業務を確保するため、請負業者（以下「業者」という。）を厳正、かつ、公正に選定することを目的とする。

(入札参加資格審査申請等)

第2条 市長は、業務の請負を希望する業者に対して、請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本となるべき事項（藤岡市が発注する測量・コンサルタント等の業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等）の規定により、2年ごとに電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を行わせるものとする。

(請負業者資格審査等)

第3条 市長は、前条の規定により申請書を提出した業者の適格の判定（以下「適格審査」という。）と指名業者決定の適正を期するため、藤岡市工事等請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）に審査を行わせるものとする。

2 委員会の長（以下「委員長」という。）は必要があると認めるときは、常時業務委託を所管する部長（以下「主管部長」という。）及び総務部長に適格審査のため資料を作成させ又は報告を求めることができる。

(適格審査)

第4条 委員長は、電子申請を行った業者について、委員会の審査により適格業者を判定するものとする。

2 業務請負有資格者（以下「有資格者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

(1) 経営状態が健全である者

(2) 法律で登録が義務づけられている次に掲げる業種について、当該登録等を行っている者

測量業者	1級建築士事務所	2級建築士事務所	不動産鑑定業者	
土地家屋調査士	司法書士	計量証明業者	作業環境測定機関	気象予報士

3 委員長は、有資格者の審査にあたっては、過去2年以内に、次の各号のいずれかに該当する不誠実な行為をした者は有資格者としてはならないものとする。

(1) 市の信用失墜行為をした者

(2) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にし、又は業務の品質数量に関し、不正な行為をした者

(3) 競争入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正な利益を得るために連合した者

(4) 落れ者が契約を締結せず、又は他の契約者の業務履行を妨げた者

(5) 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査又は監督の実施に際し、係員の職務執行を妨げた者

(6) 正当な理由なく契約の履行をしなかった者

(7) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(8) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を代理人、支配人、その他使用人として使用した者

4 主管部長及び総務部長は、電子申請を行った業者について、過去2年以内に於いてその所管にかかる業務の履行及び検査に関し、前項各号のいずれかに該当すると認められる業者があるときは、その事実を詳細に記載した文書で、委員長に報告しなければならない。適格審査に合格した業者についても、その事実を生じたときは又同様とする。

(有資格者名簿の作成等)

第5条 契約検査課長は、委員会で資格審査し有資格者と判定したときは、市長の決裁を受けて測量・建設コンサルタント業務等請負業者有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成し、主管部長及び主管課長に配布できるものとする。

(資格審査の結果の通知)

第6条 市長は、資格審査を行ったときは、申請者に対し、電子情報処理組織を使用して審査結果を通知するものとする。また、申請者が入札参加資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。

(有資格者の有効期限)

第7条 有資格者の有効期限は、定期の受付については4月1日から2年間とする。ただし、随時受付の有資格者の有効期限は、定期の受付の有効期限までとする。

(指名業者の選定)

第8条 委員長は、業者を指名する場合は、有資格者名簿に登載された者の中から別表第1の業種区分により、業務の発注金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）、難易等を考慮し、委員会に諮り選定する。

(指名業者の決定)

第9条 委員長は、指名業者を選定した場合は、指名業者決定伺（様式第4号）を作成し市長の決裁を受けなければならない。

(随意契約による場合の選定)

第10条 随意契約による場合の選定は、有資格者名簿に登載された中から選定するものとする。ただし、発注金額が100万円以下の業務委託に限り、有資格者によりがたい場合は有資格者名簿に登載されていない業者も選定することができる。

2 発注金額が100万円を超える業務委託を随意契約による場合の業者選定は、前条の例によるものとする。

(特例)

第11条 市長は、特に緊急を要する業務及び特別の理由があるときは、第8条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。